

九州電力川内原子力発電所の20年延長運転の是非を問う県民投票条例（案）

第1条（目的）

この条例は、九州電力原子力発電所の20年延長運転の是非に関し、県民の意思を明らかにするための公正かつ民主的な手続きを確保することにより、中長期的なエネルギー政策に係る住民自治を推進し、以て県政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

第2条（県民投票）

九州電力川内原子力発電所の20年延長運転の是非に関する県民の意思を明らかにするため、県民による投票（以下、県民投票という。）を行う。

第3条（条例解釈の指針）

- 1 県民投票は、県民の意思が正しく反映されるものでなければならない。
- 2 この条例の解釈及び運用は、県民の知る権利及び意見表明の自由が十分に保障されるよう、行われなければならない。

第4条（県民投票の執行）

- 1 県民投票は、知事が執行するものとする。
- 2 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、その権限に属する県民投票の管理及び執行に関する事務を鹿児島県選挙管理委員会（以下、選挙管理委員会という。）に委任するものとする。

第5条（県民投票の期日）

- 1 県民投票の期日（以下、投票期日という。）は、この条例の施行日から6月を超えない範囲において、知事が定める。
- 2 知事は、前項の規定により投票期日を定めたときは、選挙管理委員会に対して速やかに通知しなければならない。

第6条（投票期日の告示）

選挙管理委員会は、前条の規定による通知を受けたときには、投票期日の12日前までにこれを告示しなければならない。

第7条（投票資格者）

- 1 県民投票における投票の資格を有する者（以下、投票資格者という。）は、投票期日において県内の市町村に住所を有する、年齢満18歳以上の日本国籍を有する者とする。
- 2 投票資格者は、そのものに係る県内の市町村の住民票が作成された日（他の都道府県から県内の市町村に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をした者については、当該届出をした日）から引き続き3月以上、当該市町村の住民基本台帳に記載されてい

なければならない（県内の市町村で住民票の異動があった場合を含む）。

第8条（投票資格者名簿）

- 1 県民投票が行われる場合、市町村の選挙管理委員会は、第二条の規定に関し、投票資格者名簿を調製しなければならない。
- 2 投票資格者名簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製することができる。
- 3 その他、投票資格者名簿の調製に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条（一人一票）

県民投票は、一人一票とする。

第10条（秘密投票）

県民投票は、秘密投票とする。

第11条（投票期日・自書投票の原則）

投票資格者は自ら、投票期日に、規則で定める県民投票を行う場所（以下、投票所という。）に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

第12条（期日前投票・不在者投票）

- 1 前条の規定に関わらず、投票期日に自ら投票所に行くことができない投票資格者は、第6条に定める県民投票の告示後、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。
- 2 期日前投票及び不在者投票に関し必要な事項は、規則で定める。

第13条（投票用紙の交付及び様式）

- 1 投票用紙は、投票期日、投票所において投票人に交付しなければならない。
- 2 投票用紙には予め、賛成の文字及び反対の文字を印刷しなければならない。
- 3 投票用紙の様式に関し必要な事項は、規則で定める。

第14条（投票の方式）

- 1 投票人は、九州電力川内原子力発電所の20年延長運転に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に、自ら○の記号を記載して、投票箱に入れなければならない。
- 2 前項に規定する○の記号の記載方法は、○の記号を自書する方法によるものとする。

第15条（代理投票・点字投票）

- 1 身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、代理投票をすることができる。
- 2 点字による投票の方法は、規則で定める。

第16条（投票の効力の決定）

投票の効力の決定に当たっては、第17条の規定の趣旨に著しく反しない限りにおいて、その投票をした者の意思が客観的に明らかになるものであれば、その投票を有効とする。

第17条（無効投票）

次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄に重複して記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの
- (6) 何も記載していないもの

第18条（情報の提供等）

選挙管理委員会は、県民投票を実施するさい、県民投票の方法及び手続に関し必要な事項を、県民に分かりやすく周知しなければならない。

第19条（県民投票運動）

- 1 何人も、県民投票運動（九州電力川内原子力発電所の20年延長運転に対し、賛成又は反対の投票をし、又はしないように勧誘する行為）その他意見の表明は、自由に行うことができる。ただし、買収、脅迫を行う等、県民の自由な意思を拘束し、又は不当に干渉するものであってはならない。
- 2 何人も、県民投票の実施に際して、県民の生活の静穏を確保することに十分配慮しなければならない。
- 3 選挙管理委員会の委員及び職員は、その在職中、県民投票運動をすることができない。

第20条（投票及び開票）

前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人その他県民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、規則で定める。その他、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定の例による。

第21条（投票結果の告示）

選挙管理委員会は、開票を行い投票結果が確定したときは、これを直ちに告示するとともに、当該告示の内容を知事及び県議会議長に報告しなければならない。

第22条（投票結果の尊重）

有効投票総数（賛成投票及び反対投票を合計した数）の過半数となった結果について、知事及び県議会

はそれを尊重するとともに、国及び関係機関と真摯に協議し、九州電力川内原子力発電所の20年延長運転に関して、県民の意思が忠実に反映されるよう努めなければならない。

第24条（規則への委任）

- 1 この条例に定めるもののほか、県民投票の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 2 規則は、この条例の施行日から、20日以内に制定しなければならない。
- 3 その他、この条例の規定を適用し難い事項がある場合には、規則で格別の定めを置くことができる。

附則第1条（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。